令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』（平成１９年法律第９４号）に基づき山陽小野田市の令和７年度決算の財政指標を公表いたします。

公表する指標は、**①実質赤字比率　②連結実質赤字比率　③実質公債費比率**
④将来負担比率　⑤資金不足比率　　の５種類です。

１　令和7年度決算に基づく健全化判断比率

区　　分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.44%	20.0%
②連結実質赤字比率	—	17.44%	30.0%
③実質公債費比率	8.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	28.5%	350.0%	

（備考）実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示しています。

２　令和7年度決算に基づく資金不足比率

会　計　名	⑤資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
工業用水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
下水道事業会計	—	

（備考）資金不足額がない場合は、「—」で表示しています。

健全化判断比率のうち、１つでも早期健全化基準以上になった場合は、「財政健全化計画」を定める必要があります。

また、資金不足比率が、経営健全化基準以上となった場合は、「経営健全化計画」を定める必要があります。

山陽小野田市の令和７年度決算においては、いずれの比率についても基準を下回りました。

① 実質赤字比率　（該当なし）

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさをその地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものです。

山陽小野田市では、令和７年度決算における一般会計等の実質収支は赤字が生じておらず、実質赤字比率は該当ありませんでした。

≪参考≫

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実施赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

② 連結実質赤字比率　（該当なし）

病院や水道、下水道など公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものです。

山陽小野田市では、令和７年度決算における一般会計やその他特別会計、企業会計は、全体で赤字が生じておらず、連結実質赤字比率は該当ありませんでした。

≪参考≫

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率　　8．8%（3ヵ年平均）

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）及びこれに準ずる額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものです。

一般会計が負担しなければならない元利償還金や、元利償還金と同様の性質がある経費の合計額が、標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかをみる指標です。

山陽小野田市では、令和７年度決算における実質公債費比率は８．８％で、前年度（９．６％）と比較すると、０．８ポイント低下（改善）しています。

≪参考≫

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：イからホまでの合計額

イ　満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

ロ　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ　一時借入金の利子

④ 将来負担比率　　28．5%

地方公共団体の借入金（地方債）など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で示したものです。

一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すのが「将来負担比率」です。

一般会計が将来にわたって支払っていく負債には、地方債残高のほか、将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、退職手当支給予定額、公営企業の企業債の残高のうち一般会計が負担するもののほか、第三セクター等の負債のうち損失補償も含まれます。

山陽小野田市では、令和７年度決算における将来負担比率は２８．５％で、前年度（２９．３％）と比較すると、０．８ポイント低下（改善）しています。

≪参考≫

$$将来負担比率＝\frac{将来負担額－(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}{標準財政規模－(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}$$

・将来負担額：イからヌまでの合計額
- イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト　当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- チ　設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- リ　連結実質赤字額
- ヌ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

⑤ 資金不足比率　（該当なし）

病院や水道、下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

公営企業には「独立採算性の原則」があり、必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支（企業の経営状況）を事前にチェックするものです。

山陽小野田市の令和７年度決算における公営企業は、地方公営企業法を適用する水道事業、工業用水道事業、病院事業、下水道事業がありますが、いずれも資金不足を生じていません。

≪参考≫

$$資金不足比率＝\frac{資金の不足額}{事業の規模}$$

・資金の不足額

法適用企業

資金不足額＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

・事業の規模

法適用企業

事業の規模＝　営業収益の額－受託工事収益の額